

予算・決算特別委員会総務分科会要点記録

○開会日時 令和7年3月17日（月） 午前10時50分

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名

1 番	村 上 祥 平 君	2 番	虫 明 弘 雄 君
3 番	長 沢 正 君	4 番	佐 藤 周 君
5 番	杉 本 一 彦 君	6 番	四 宮 和 彦 君
7 番	田久保 眞 紀 君		

○出席議員 11名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	犬 飼 このり 君	議 員	重 岡 秀 子 君
〃	河 島 紀美恵 君	〃	杉 本 憲 也 君
〃	鈴 木 絢 子 君	〃	竹 本 力 哉 君
〃	篠 原 峰 子 君	〃	大 川 勝 弘 君
〃	宮 崎 雅 薫 君		

○説明のため出席した者 30名

副 市 長	中 村 一 人 君
〃	岸 弘 美 君
企 画 部 長	西 川 豪 紀 君
企 画 部 企 画 課 長	菊 地 貴 臣 君
同 秘 書 広 報 課 長	山 下 明 子 君
同 職 員 課 長	小 澤 剛 君
同 デジタル政策課長	小 林 和 昭 君
理 事	杉 山 貴 光 君
危機管理部長兼危機管理監	稲 葉 祐 人 君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉 崎 恭 之 君
総 務 部 長	木 村 光 男 君
総務部次長兼課税課長	小 川 直 克 君
同 庶 務 課 長	鈴 木 康 之 君
同 財 政 課 長	肥 田 光 弘 君
同 資 産 経 営 課 長	久津間 知 治 君

同 収 納 課 長	大 川 雄 司 君
市 民 部 長	萩 原 智世子 君
市 民 部 市 民 課 長	近 藤 通 明 君
同 環 境 課 長	草 嶋 耕 平 君
同 保 険 年 金 課 長	渡 辺 拓 哉 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部健康推進課長	大 川 貴 生 君
観 光 経 済 部 長	小 川 真 弘 君
建 設 部 長	近 持 剛 史 君
建設部次長兼建設課長	高 田 郁 雄 君
会計管理者兼会計課長	稲 葉 育 子 君
上 下 水 道 部 長	稲 葉 信 洋 君
教育委員会事務局教育部長	浜 野 義 則 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉 山 宏 生 君
監 査 委 員 事 務 局 長	福 田 由里亜 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 岡 勝	局長補佐 里 見 和 彦
係 長 福 王 雅 士	

○会議に付した事件

- 1 市議第59号 令和7年度伊東市一般会計予算所管部分

○会議の経過概要

○委員長（佐藤 周君）開会する。

○委員長（佐藤 周君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、分科会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないよう願う。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えるよう協力を願う。

○委員長（佐藤 周君）日程第１、市議第５９号 令和７年度伊東市一般会計予算所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を各款ごとに、次に歳入、その他の順で行う。

まず、歳出第１款議会費について質疑を行う。事項別明細書は５３ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第２款総務費のうち第１項総務管理費第１１目住居表示整備費、第１６目コミュニティ振興費及び第１８目健康保養地づくり推進費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は５７ページからになる。発言を許す。

○６番（四宮和彦君）事項別明細書５８ページの総務管理費、一般管理費の一般経費の委託料として、法律相談委託料が２２万円計上されている。令和５年度決算の際も同じ質疑を委員会でやったので、また同じ質疑を繰り返すのはうんざりするが、また同じ委託料を同じ金額で計上しているので確認で伺う。委託先は沼津市のゆい総合法律事務所に在籍する土居弁護士か。

○庶務課長（鈴木康之君）こちらの法律相談委託料２２万円については、今のところ同様に土居弁護士にお願いする方向で検討している。

○６番（四宮和彦君）繰り返しになるが、この方は２００７年６月と２０１２年１２月の２回にわたり日本弁護士連合会から懲戒処分を受けている。その懲戒理由も、原告の相手方に対するハラスメント行為が処分対象になっている。弁護士という身分にとどまらず人としてどうなのかと思わせるような相当ひどい内容であったということは、昨年９月の委員会で私が指摘している。市の法律相談相手として適切な人物だと言えるのかどうか。委託先も変えることなく、委託料として平然と新年度予算案に計上しているが、市としては、２度にわたり日本弁護士会からの懲戒処分、相当悪質なハラスメント行為を理由に処分されるような人権意識を欠く人物が、市の法律相談員として最適任だと判断しているということか。

○庶務課長（鈴木康之君）昨年来、四宮委員から指摘があった懲戒の関係については、私も確認した。市としては、今まで相談する中では、土居弁護士のそういった状況は市に対しては特になく、親身に相談に乗っていただいているところもあったので継続させていただきたいと思うものである。

○６番（四宮和彦君）会って個人的に話せば、とてもいいおじさんだという話なのかもしれないが、それと業務、特に行政に関わる法律相談という話になったときに、この方が訴訟に携わるかどうかは別としても、例えば弁護士として原告か被告の立場によって変わってくるが、相手方との間で、法律の枠を超えて相手方に対するハラスメント行為みたいなことの事態が起こっ

たら、伊東市側が責任を負わなければいけない話になりかねない。だとしたら、もっとこのことに関しては、行政としてコンプライアンスを働かせて、そういうリスクを与える可能性があるのだとしたら、その辺をしっかりとしていく。簡単なところで言えば、別の弁護士にすればいいだろうし、もし土居弁護士に今後も依頼していくというのだったら、あなたはこういうことをやっているが、今後絶対に問題を起こさないでほしいとしっかりと話し合うことが必要だと思うが、その辺、土居弁護士との間でしっかりとコミュニケーションができていますか。

○**庶務課長**（鈴木康之君）今、委員がおっしゃったような具体的な内容で特に弁護士のほうへ通達したことはないが、毎年、法律相談の中で真摯に相談に乗っていただけているということを出向いて確認をした上でお願いをしている。今後も含め、もう一度検討させていただきたい。基本的には土居弁護士の予定であるが、この辺も含めて、もう一度考えたい。

○**6 番**（四宮和彦君）委託業務だから公募したらどうかと思うが、その辺はいかがか。

○**庶務課長**（鈴木康之君）現時点ですぐ公募という考えには至らないが、必要があれば公募も考えられるかと思う。

○**6 番**（四宮和彦君）法律相談委託料については、その辺にしておく。

もう一つ、60ページの秘書事務経費について伺う。秘書事務経費は説明書（その3）で、「市長及び副市長の秘書に関する業務、交際、会議等に関する調整を行う」という業務内容が書かれているが、これら事務は現在何人体制で行っているのか。

○**秘書広報課長**（山下明子君）秘書広報課の業務は、現在6名で行っている。その中の1名が市長秘書で、もう一人がほかの業務も持っているが、副市長の秘書としている。

○**6 番**（四宮和彦君）市長には専属の秘書が1名いて、副市長は2名に対して1名が秘書をしているという話であるが、専属の秘書ということは、それを課内で回しているのではなくて、1名の人物が専属の秘書としてつくという形で、市長には1名の所定の決まった人が就いていて、副市長にも固定の1名が、その人以外が就くことはなく専属で配置されているのか。

○**秘書広報課長**（山下明子君）基本的には担当の秘書がいるが、ほかの職員が行うこともある。

○**6 番**（四宮和彦君）次に、同じ60ページ、人事管理費の報酬について伺う。政治倫理審査会委員報酬がここで計上されているが、新年度、政治倫理審査会が開催されるのか。

○**職員課長**（小澤 剛君）政治倫理審査会は毎年開催している。

○**6 番**（四宮和彦君）毎年開催というのは、固定したスケジュール、例えば何月何日とか、そこまではないにしても、年間でこの時期にというのはおおよそ決まっているのか。

○**職員課長**（小澤 剛君）おおよその時期は決まっている。ただし、来年度は市長選挙があるので、市長任期の区切りで政倫審を開くことになっているので、年2回開くことになる。

○委員長（佐藤 周君）１０分間ほど休憩する。

午前１１時 休憩

午前１１時 ９分再開

○委員長（佐藤 周君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○６番（四宮和彦君）政倫審についての続きであるが、市長選があるので２回開催ということであったが、１回目は市長選の前に実施して、終わった後にまたどこかでやるという話か、それともまた違う日にやるのか。

○職員課長（小澤 剛君）今の予定では、選挙後に１回と、毎年やっている１０月に１回の計２回の予定である。

○６番（四宮和彦君）市長選後に１回開催する意味はどこにあるのか。

○職員課長（小澤 剛君）新しい市長になったとしても再選でも政倫審をやらなければならないと決められているので、その方を審査して資産状況などを公表していく。再選すれば同じ形になるので、１回で済むようにスケジュールを今調整しているが、最多と考えて２回分計上している。

○６番（四宮和彦君）勘違いをしていたが、２回とも選挙後に当選した新市長に対する政治倫理審査会ということでいいか。現市長に対して１回と、新市長に対して１回と考えていたが、そうではなく両方とも新市長に対するものと理解していいか。

○職員課長（小澤 剛君）通常の政倫審では、資産は変動した部分のみ公表となるが、新たな任期になると、そこがスタートとなり全体という形になる。２回目はそれ以降変わったか変わらないかを出す形となる。

○６番（四宮和彦君）その３の８ページ、文書管理事業について伺いたい。「文書の発生から廃棄までの一連の流れを統一的に処理する文書ファイリングシステムの維持管理のほか、情報公開・個人情報保護制度等を適切に実施し、公正な行政運営を図る」と事業内容の説明がされているが、ここでいう文書ファイリングシステムは全ての部署で適切に機能していると言えるのか。

○庶務課長（鈴木康之君）文書維持管理事業の文書ファイリングシステムの維持ということだが、基本的に文書の検索、保存、保管、廃棄について、文書が発生した時点で各課で基準表を作成し統一的なルールで行っている。毎年、ファイリングシステム推進委員会が各課を巡回指導しており、場合によっては外部のファイリングの講師を招いて研修を行い、適切に維持できるように努めているところである。そういった指導や研修を受けながら、適切に各課において文書管理等をしている状況である。

- 6 番（四宮和彦君）なぜ聞くのかというと、先日の杉本憲也議員の一般質問で、NPO法人R－shipのI T O M A R C H Eに関する事業計画書及び実績報告書について、産業課長が令和元年度分について所在不明の旨の答弁をしているが、ファイリングシステムが機能していれば所在不明になるはずがないが、紛失や廃棄されているのではないか。
- 庶務課長（鈴木康之君）先日のI T O M A R C H Eに関する文書の不存在については、ほかのところに紛れている可能性もあるので、まず庶務課で、保存されている産業課に関連する文書などを調査、保存されている場所を確認する中で調査したいと考えている。
- 6 番（四宮和彦君）どこかになくなってしまったというミスがあったとすると、そういう事態が起きたことに関して、文書ファイリングシステムの問題なのか、あるいはそれを運用している職員の問題なのか、原因究明をしなければいけないと思う。そうした検証作業や再発防止策については既に対応しているのか、これから対応していくのか、その辺はいかがか。
- 庶務課長（鈴木康之君）今回の案件については、基本的にはファイリングシステムの手順に沿って保存したときには、各課確認の上、文書庫へ下ろす形になっている。文書庫に下ろした文書を各課でまた見たいときには、基準表の整理番号があるので、その整理番号を基にファイルを持ち出す、閲覧することはある。持ち出したものについては返却後に庶務課が元の位置へ戻すことになっているが、その流れについては再度職員に徹底する必要があると考えている。どういう形がしっかりと職員に伝わるのか、課題は何か、そういったところを今精査しているので、今後職員にしっかり指導したい。
- 6 番（四宮和彦君）今のでいうと何段階かのステップがあると思うが、あるはずの文書が消えたのであれば、どこのステップから追跡できなくなっているのかは明示されるはずだと思う。その辺をしっかりと検証してもらいたい。まだ保存期間内に、あるはずの文書が消えているのは重大な問題だと思う。要は、公文書を紛失または廃棄してしまったことになると、行政の信頼を損なうことになりかねない。事態の検証、再発防止策の対応がしっかりとできたのならば、次の段階としては、当然この件に関する責任の所在についても明確にすべきだと考えるが、今後、本件の文書管理の不備については市としてどういう対応をしていくのか。
- 職員課長（小澤 剛君）紛失であった場合は重大な案件になる。その場合は、懲戒審査委員会にかける案件となるので、現在は調査中であるので、調査結果いかんでは、紛失が確実になった場合には懲戒審査委員会が開かれることになる。
- 6 番（四宮和彦君）次に、事項別明細書の74ページ、企画費の伊東港・伊東港海岸整備基本構想策定業務委託料について伺いたい。説明書（その3）では、「伊東港の白石地区から新井地区までの海岸における将来的な海浜空間の整備の方向性を明確化するため、基本構想を策定する」とあり、かなり大きなプロジェクトになると思う。これは昨年公募型プロポーザルを実

施していると思うが、とある建設関係の専門誌に、パシフィックコンサルタンツが第1候補として選定された旨の記事が掲載されているのを目にしたが、この業務委託はパシフィックコンサルタンツに決定しているということか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）この事業は、令和6年度、令和7年度の2か年の債務負担を組んで行っており、プロポーザルは令和6年8月に実施した。4社が参加したが、事業者はパシフィックコンサルタンツ株式会社静岡事務所に決定している。

○**6番**（四宮和彦君）パシフィックコンサルタンツ株式会社は建設コンサルタントの大手の一つで、特に道路・交通分野、港湾、空港分野の売上高では例年業界トップの実績を誇ると言われているようであるが、一方で不正・不祥事が多数発覚している。特にP C I事件、P C Iはパシフィックコンサルタンツインターナショナルという会社の頭文字で、パシフィックコンサルタンツの兄弟会社であり、事件名そのものになっている。このほかにも、緑資源機構談合事件、富山市吊り橋官製談合事件、国・八王子労基署事件、このような事件・不祥事を起こしていて、特に今説明した会社がそのまま事件名となった2008年のP C I事件は、日本のODAに絡んで、P C I社やP C I幹部らを詐欺や特別背任、それから不正競争防止法違反の一連の容疑が浮上し、詐欺や不正競争防止法違反に関しては有罪判決を受けている。ほかの事件に関して詳細をここで説明するつもりはないが、富山市吊り橋官製談合事件については2022年とごく最近の事件で、その後、全国の自治体で指名停止を受けたほか、当時の社長が引責辞任している。こういう大きな影響をこの会社は出している。

これらの事件があったことを市は認識していたか、またプロポーザルでは過去の不正・不祥事は、審査上考慮されることはないのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）事件の詳細は把握していない。それらの不祥事について、プロポーザルの段階で考慮されるかどうかであるが、プロポーザルにおいては企画提案書以外に、業務遂行能力が伴うか、類似事業の実績を伺うものであり、過去の不祥事については問うことになっていない。ただ、本市で指名停止になっていれば参加できないことになっている。

○**6番**（四宮和彦君）P C I事件の2008年から富山のつり橋官製談合事件までの2022年の14年間で、発覚したものだけで大きな不正・不祥事事件が4件起きている。発覚していないものもあるのではないかという気もする。こういう会社では、組織自体がコンプライアンス上の問題を抱えていると考えるのが普通の感覚だと思うし、プロポーザルにおいても不正が行われたのではないかと疑いを持たれかねないと思うが、公募型プロポーザルから委託契約に至るまでの手続において、そうしたことのないように公正さをどのように担保しているのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）プロポーザルの時点で、本市の指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと、暴力団排除条例、民事再生法、会社更生法等の適用がないかについては事務

的に確認している。他のプロポーザルでも同様の措置を行っている。

○**6番**（四宮和彦君）この辺は委託事業の欠陥というか、委託先となり得る事業者のチェックがノーチェックに近い。以前のキャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンのときにも、委託した事業者ではないところが事業を行っていた事態が発生していたり、その際に、例えば博報堂はオリンピック関連で本社が指名停止を受けているが、もともと本市に登録がないのでそういうこと自体についてはノーチェックになってしまう話が出てきた。今回も、本市で指名停止を受けていないので、このようなこと自体を本市側は認識すらしていなかった事態になっていた。相手の会社がどういう素性か、きちんとチェックする体制はどこにもないのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）繰り返しになるが、公募型プロポーザルを含めた委託事業を実施するに当たり、その時点で指名停止が行われているかについては当然把握するが、それ以前、例えば何年前までの不祥事を把握すればいいのかという点もあり、現時点ではこのような形を取っている。

○**6番**（四宮和彦君）チェック体制の制度自体が穴だらけだと思う。去年の按針祭のスターリーナイトカンパニーの件も、インターネットで調べればスカイランタンの事件だらけだと誰もがすぐ気がつくし、今回の会社についても、インターネットで調べればすぐ分かる話である。パシフィックコンサルタンツと検索したら、ウィキペディアに載っているぐらいで、誰しもが簡単にアクセスできる状況にある。それすらも本市側は認識を持っていないとなると、チェック体制自体に大きな問題があると思う。この辺、今後どういう対応をしていくべきだと考えるのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）現在のプロポーザル実施要綱等が、特段穴だらけというか、チェックができない体制とは私は思っていない。不祥事についてインターネット等で調べられるのはそのとおりだと思うが、その不祥事について何年前までのものを把握するのかについても考え方の相違もあると思う。どこまで盛り込むかについてはこの場で言えないが、そこについては見解の相違があると現時点では認識している。

○**副市長**（中村一人君）現状、静岡県が指名停止をした案件は、県の要綱に基づいて本市も倣って指名停止を行っている。県に登録していない業者が、仮に何か不祥事があってほかの県で指名停止されたときに本市が指名停止をしているかという点、現時点ではしていないこともある。今は静岡県との関係で本市としても指名停止を行っているが、今後もう少し幅広く、適正な業者の指名ができるかについて、その方法は今後研究していきたい。

○**6番**（四宮和彦君）入札の方法も今後変わり、入札に参加できる業者の範囲が広がる。そうになると、新興事業者にとっては非常に公共事業に入りやすくなるメリットがある一方で、得体の知れないところも入ってくる可能性は非常に高くなる。だとすると、入札方法自体が大きく

拡大されたことに合わせてチェック制度も非常に細かくしていかなないと、そういうものが入り込む余地、今までだったら登録があるかないかということである程度選別をしていたが、登録していなければどんなに悪いことをしても応募できるという逆の場合もある。その辺は市としてももう少し慎重に対応していくべきだと思うが、具体的にどういう部分でその辺は強化できそうか。

○副市長（中村一人君）今、具体的に頭に浮かぶものはないが、他市の事例を参考にし、どのような形で行っているかを研究しながら進めたい。

○5番（杉本一彦君）今の関連で、その3の11ページ、伊東港・伊東港海岸整備基本構想策定事業について、今回499万4,000円が計上されているが、その財源は何か。

○企画課長（菊地貴臣君）一般財源になる。

○5番（杉本一彦君）こういった策定事業を市民の税金で行うということで、今の段階で何が目的でこういったものが行われるのかの説明を純粋に聞きたいので質疑するが、もともと何が目的で行われるのか教えてほしい。

○企画課長（菊地貴臣君）伊東港・伊東港海岸整備基本構想策定業務委託料の趣旨は、令和5年4月に市内経済3団体から、伊東の海岸整備促進について要望があり、それを受け、伊東港や伊東港海岸整備について白石地区から新井地区にかけての海岸における将来的な海浜空間の整備の方向性を明確化するために基本構想を策定し、その上で魅力ある海岸整備を進めていくことについて具体的に調査研究を進めていく事業である。

○5番（杉本一彦君）経済3団体からの要望でそういうものが進んだと。本市の将来を考えていろいろな研究をすることは賛成であるが、駅前の開発・整備、新図書館、いろいろなものがそうであるが、市民は何をするのかまだ知らない。この策定事業は何を目的でやっているのか分からないので、そういうものがある程度決まったときに、市民が何も知らなかった、これは何というのが今まででもある。こういう大きな構想の事業なので、計画段階からどんどん市民に発信していくべきだと思うが、市民への発信はどうか。

○企画課長（菊地貴臣君）直接的な発信ではないかもしれないが、今年度、現況の収集と整備や意向調査を実施している。意向調査は商工会議所、同青年部、観光協会、旅館組合、漁協等を対象にヒアリング調査を実施し、今整理しているところである。新年度ゾーニング作業に入るが、市民への情報提供については逐次出していきたいと考える。

○5番（杉本一彦君）いろいろな経済団体の要望ということは分かるが、海は市民みんなの海なので、そういったところを考慮しながら、私たちでさえもまだよく分からない部分がある中でこういうものが進められていく。ましてや策定事業に500万円の税金が使われるということで、ちょっと順序がおかしいと感じるので、この辺はしっかり今後進めてもらいたい。

続けて、11ページの未来ビジョン会議であるが、市長が初めて就任したときに、地域タウンミーティングとこの未来ビジョン会議は肝煎りで進めた事業だと思う。地域タウンミーティングについては、市長も地域の声を聞いていろいろな部分を捉えていると思うので非常にいいと思うが、未来ビジョン会議は8年間ずっと予算計上され、会議も重ねられてきていると思うが、8年前から伊東の未来のビジョンを語ってもらう会議として、これまで本市の在り方とかそういったものが成果として物語的に見えてくる部分が薄い、約8年たった今、その辺の具体的な成果を教えてほしい。

○**企画課長**（菊地貴臣君）未来ビジョン会議については、市長就任の平成29年度以降、8年にわたって開催してきている。若い世代の方による新たな視点からの意見とかアイデア等を政策の形成や推進に反映させるために実施している。市長に対して直接意見をすることを目的に実施している。毎年度、テーマは異なっているが、子育て支援、伊東ブランドの展開、シティブローモーション、にぎわいの創出、総合計画策定のための将来像をつくるための手法、あとコロナ禍では、アフターコロナで取り組んでいくこと、本市の魅力をどのように発信するかということなど、毎年度テーマを設けて実施している。

具体的な成果については、子育て支援の関係で、子育て支援アプリの中で利用者にとって検索しやすくなるような機能を設けたり、子育て関係のナビでは、QRコードの掲載とか意見が生かされた部分もあるし、総合計画への反映として、例えば第五次総合計画で多様性の尊重とか、危機管理の重要性といった意見が出されたので、そういった意見を生かした総合計画の組立てを行ってきた。

今年度についても、予算に載っているが、第十二次基本計画が来年度策定になるので、それに向けた理想の伊東市、将来像を実現するための手法ということで、福祉、観光、都市インフラ、防災等々の各分野に分かれ、どういう未来が描けて、それに対する手法としてどういうものが考えられるのかということを考えていただき、市長に対して発表していただいた。未来ビジョン会議の意見については、今後策定する総合計画に生かすことによって反映していきたいと考える。

○**5番**（杉本一彦君）いろいろなことをやられていることはすごく分かるが、本市の未来ビジョンということでは、一つ一つのそういったものに特化してもっと大きなビジョンを語っていただきたいと思う。先ほどの伊東港海岸整備の基本構想もそうであるが、物すごく大きなビジョンである。こういったものが経済3団体だけの要望だけではなくて、市民、未来ビジョン会議、若い人たちが中心となって、そういった人たちはこういうものをどのように考えているのか。そういったところからこういった構想の話が出てきたというのならば、すごく意味合いを感じるが、たまたま未来ビジョン会議と伊東港・伊東港海岸整備の基本構想策定事業が並んで載っ

ているが、こういった未来ビジョン会議で、海岸整備の基本構想の議論というか、そういった話はしたことがあるのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）伊東港・伊東港海岸整備に限定ではないが、本年度、未来ビジョン会議と並行して、40歳前後の職員による長期ビジョンの策定を行っており、長期ビジョンを策定にするに当たり、未来ビジョン会議の方の意見を聴取する機会を設けた上で、長期ビジョンの策定を行っている。

○**5番**（杉本一彦君）今後も未来ビジョン会議を注視していきたいと思うので、よろしくお願いします。

その3の13ページ、文化ホール建設調査事業である。この事業内容を見ると、伊東駅前と旧西小学校の比較検討を行うと書かれている。そもそもどれぐらいの規模の文化ホールを今の段階で本市は考えているのか教えてもらいたい。

○**企画課長**（菊地貴臣君）令和2年12月に、図書館・文化ホール建設に向けた検討会の最終報告を受け、旧西小学校と伊東駅前ということで、それを中心に今後調査を進めていくが、現時点では市として何席といった規模感については特に持ち合わせていない。

○**5番**（杉本一彦君）正直に答えていただいたが、こういうのも協議会やそういうものに丸投げというか、そうではなくて、市長や当局、市長は今日はいないが、執行部の方々がどういうものを求めているのか、どういうものをつくっていこうと考えているのか、そういったところもある程度示しながらやっていかなければ、これだけ見ると、伊東駅前と旧西小学校の比較検討といっても、広さも全然違う。そういうところで、最低限どれぐらいの規模の文化ホールを考えているとか、そういうところはこの段階に来たら、建設調査事業として500万円以上を計上しているわけであるから、こういったものももう少し発信していきながら、行き当たりばつたりの事業ではなくて、大きな事業であるので、もう少し当局側も自分たちの考えをしっかりと市民に示しながら進めていくことも大事だと思う。ここに伊東駅前と旧西小学校の比較検討と書いてあるが、要するに、今まで建設場所はいろいろ議論されてきたが、ここ2つ以外の選択肢はないのか、ここの2つのどちらかで決めるということでしょうか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）基本的に検討会の最終報告で出された2か所を中心に考えていくが、併せて予算をお願いしている専門人材のアドバイザーの方にアドバイスを求めるが、その方たちのアドバイスによっては、ほかの場所も検討しなければならない可能性は全くゼロというわけではないが、あくまでその2か所を中心に検討していく。

○**5番**（杉本一彦君）そういったものも含めて、様々なことを専門人材にいろいろ伺っていきながら決めていきたいということである。そういう話を聞いていると、これだけ大きなビジョンの話にもかかわらず、市長はどこへ行ってしまったのかと感じざるを得ないが、こういったと

ころももう少ししっかり政治が、行政がもっと関わっていったほうがいいと思う。専門人材というものが、今の話を聞いていると、文化ホールを建設するに当たっては非常に重要な立場の方になるかと思うが、この専門人材とはどういう方なのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）まだ決定はしていないが、例えば公益社団法人全国公立文化施設協会があり、そちらで公立の文化施設における諸課題、施設の運営、事業企画、実施等について専門的な知見を有したアドバイザーの一覧を有しているので、そういった方々も選択肢に入れて選定していきたいと考えている。

○**5番**（杉本一彦君）これまで長年、文化ホールの建設については市民から多くの要望を受けて、話はいろいろしてきたところもある。いよいよこういうところで、どこに建つのか、どういった規模のものが建っていくのか、専門人材の活用によっていろいろなものが前に進んでいくと思うが、こういったところからしっかり私たちも市民にもいろいろな形で状況やそういうものを伝えながら、一緒にこういう事業を進めていくことが必要だと思うので、ぜひ今後、そういうところはよろしく願います。

○**1番**（村上祥平君）事項別明細書は78ページ、その3は12ページの移住定住促進事業について伺う。今年度までは移住ナビゲート事業として予算があったが、来年度から移住コーディネーター活動事業と名前が変わったというか、事業が変わったと思うが、その変わった点はどのようなところか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）移住定住促進現地ナビゲート事業を計上していない理由であるが、今年度まで委託で実施してきたが、今年度実績が非常に少なかったこともあり、委託しなくても直営でやれるのではないかとということで委託は取りやめた。コーディネーターについては、現在、地域おこし協力隊員が令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間となっているので、それ以降、その方に移住コーディネーターとしてお願いすることとしており、現地案内についてもコーディネーターの方を中心をお願いすることを予定している。

○**1番**（村上祥平君）ナビゲート事業とコーディネーター事業の違いは何か。内容に変わりはないのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）ナビゲート事業とコーディネーター事業が対になるのではなくて、どちらかというと、協力隊員の事業がコーディネーターのほうにスライドされる。コーディネーターの業務としては、移住希望者への相談対応、移住定住サイトによる情報発信、セミナー、移住フェア等への参加、移住相談ツアーの企画や運営、移住定住を推進する地域団体との連携や調整に加え、移住希望者の要望に沿った現地案内等を今後行うこととしている。

○**1番**（村上祥平君）分かった。大まかに移住に関してもう少し手厚くというか、いろいろな形で相談したりとか現地案内はできるということの認識でよいか。

○企画課長（菊地貴臣君）現在の協力隊員が移住希望者の求めに応じて、外に出て現地を案内することはなかったが、新年度以降については、ナビゲート事業を実施しないこともあり、移住希望者から市内の現地案内をしてほしいという声があったら、コーディネーターの方を中心に対応することを考えている。

○1番（村上祥平君）分かった。移住コーディネーターは、地域を回ったり、相談に乗ったりすることはすごく大事なことだと思うので、ぜひともそういうところは、今後移住者が増えていく中で必要になってくる部分だと思うので、手厚くやっていただきたいと思う。

次に、その3の17ページの市民相談事業である。消費者行政強化促進事業についてだが、「配慮を要する消費者（高齢者等）に対する相談・見守り体制を整備・運用する経費」とあるが、今、公式LINEとかでもよく、詐欺事件が多くあるから気をつけてと流れてくることも多くなったが、そういう中で、現在の見守り体制の状況とか相談員の人数、未然防止対策はどういうことが行われているのか。

○市民課長（近藤通明君）職員の人数については、消費生活相談員として2名の職員が業務に当たっている。高齢者等の見守りについては、今年に入っても実施したが、講習会等を実施し、スマートフォンの操作方法や詐欺に遭わないような講習を実施した。

○1番（村上祥平君）スマホの講習とか、詐欺に遭わないようにとは言いが、今、いろいろ新手の善意を装ったような詐欺が多くあり、そういうものが増えているから注意喚起みたいなものを流していると思う。例えば今後、高齢者向けに、それ以外の部分というか、講習だけではなく、講習は来た人だけに対してだと思うが、そういう方々以外に対して何か対策とかがあれば教えていただきたい。

○市民課長（近藤通明君）来年度から会計年度任用職員を1名増員し、市内の関係団体とともに、できれば協議会等を設置し、その中で、高齢者等や高齢者以外にも高校生など、若年層も含めて、詐欺の防止に努めていくよう話合いができる場を設けていきたいと考えている。

○1番（村上祥平君）人員を増やしていただくのもありがたいし、話を聞く限り、近所の方が気づいて教えてくれたりということも多く聞くので、見守り体制というか、すぐに相談できる場所をしっかりと高齢者にも把握してもらうことが必要だと思うが、そういった部分で、相談員が連絡先とかを置いていって、ここに連絡してほしいとか、そういう対応も可能かどうか教えていただきたい。相談しやすい環境づくりが必要だと思うが、そういうところはどうか。

○市民課長（近藤通明君）相談しやすい環境についても、高齢者福祉課、警察、介護施設等を含め、声をかけて、委員がおっしゃったような方法等、どうしたら詐欺を未然に防止できるかという方法も含めて検討していきたいと考えている。

○1番（村上祥平君）詐欺被害に遭わないよう、いろいろなところを含めてしっかりとやってい

ただければと思う。

○**7番**（田久保眞紀君）事項別明細書78ページに戻り、移住コーディネーターの件をもう少し伺う。まず、財源は一般財源なのか、国からの支援員とか相談員等への交付金などは入っているのかが1点目。それと内容であるが、暮らしにまつわる結構細かい部分、例えばこの地域に移住したいという場合には、そういうもののケアまで行うのかというのが2点目。あと、移住するまでのケアになるか、それとも、移住した後も相談に乗ってくれるのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）財源については、一般財源となるが、協力隊員1人当たり350万円を上限に特別交付税措置がされる。地域まで入った移住の相談を受けるかということだと思うが、現時点においても、移住希望地を伺う中で、その地域に合わせた相談等をしているので、これは継続していきたいと考えている。移住した後も相談を受けるのかということであるが、当然、移住だけではなく、定住に向けた相談も受けている。

○**7番**（田久保眞紀君）移住した後のこともと今伺ったが、移住するまでは夢のある話がかなり多い。私は移住者の多い地区に住んでいるが、移住した後の相談、結局、移住した後に想定外の自分たちが思っていなかったような問題が起きたときに、逆に市の相談で移住してきた場合、市に頼りたいというか、もう少し相談を受けてもらいたいという要望があるのではないかと思います。その部分をやっていただきたいと思うが、例えば私が今関わっている騒音問題についても、移住してきた方の中で、貸別荘の騒音がひどくて、こういう地域だと思わなかったということで、既に市内の中で引っ越したケースが1件と、ほかに移住してしまったケースが2件出ている。こうなると、せっかく一生懸命移住してもらうための努力をしても、何か地域に問題があると、その移住者が出ていってしまうというような現象があるので、その辺の移住した後のケアについてもぜひ関わっていただきたいと思うが、その辺に関してはどうか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）移住相談を受ける際にも決して夢のある内容のことばかり申し上げているわけではなくて、移住前の環境と比べて伊東はこのぐらい差異があるといったようなことを、インフラ関係、医療の関係、そういうのを含めて現状を伝える中で、必ず現地を見に来てほしい、複数回見に来てほしいという話をして、現状を把握した上で移住してもらうことを行っている。それでも、想定外、当初思い描いていた状況とは違ったというケースについても、私どもも相談を受けることがある。話を伺って不安が解消されるケース、解消されないケースはあるが、行政のみで解決できる課題ばかりではないと思うが、丁寧に相談対応することによって、そういうミスマッチをなるべく少なくするように努めていきたい。

○**7番**（田久保眞紀君）同じく事項別明細書78ページ、文化ホール建設調査事業である。ほかの委員からも質疑があり、何となく内容は把握した。建設調査事業ということで、その3によると、建設候補地の選定ということであるが、これは図書館と一緒に、場所ありきというか、

本来だったら場所の検討に入る前に、こういった施設、いわゆる文化ホールと一くくりに言われているが、どういう目的の文化ホール、音楽なのか、会議なのか、それとも複合施設なのか、会議棟をどれぐらい設けるのかとか、規模感みたいなのは後からでも全然結構だと思うが、その辺のコンセプトみたいなものがある程度固まらないと、候補地を先に選ぶといっても、どの程度の規模が必要なのか分からないと思うが、この辺はどのように考えているのか。

○企画課長（菊地貴臣君）先に基本構想のようなものをつくり上げてから建設地を決めていくべきではという意見もあるし、逆に建設地を決めておかないと、基本構想がつかれないのではないかなというような両方の考え方があると思う。今回については、先ほども答弁したが、検討会の最終報告で2か所の建設候補地が挙げられているので、その2か所を中心に先に場所を決めて、その場所に合った基本構想というのを建設地が決定した後でまた策定していくこととなると考えている。

○7番（田久保眞紀君）おっしゃるとおりだと思うが、そうすると、今、駅前もこれだけの土地しかない、旧西小もこのぐらいの土地しかないと限られた中で、この土地で何ができるかと考えるのではなくて、この土地でやるのは文化ホールということで決定しているという、今回の調査はそういう内容と解釈してよいか。

○企画課長（菊地貴臣君）繰り返しになるが、検討会の最終報告で挙げられているところは重く受け止めなければいけないと思うので、まずはその2か所を中心に、どちらかで文化ホールを建設することを検討すべきではないかと考えている。

○7番（田久保眞紀君）最後に1点、これはかぶるかもしれないが、文化ホールであれば、新図書館のときもそうだったが、要するに中身の議論、中にどういうホールをつくっていくのかとか、こういったことができるものにしていくのかということについてはどのあたりで検討する予定になっているのか。

○企画課長（菊地貴臣君）繰り返しになるが、建設地を決定した後に基本構想を定めることになっているので、その中で必要な機能とか、どのようなコンセプトで文化ホールを建設していくのかということについて検討し、まとめていくことになるかと考えている。

○委員長（佐藤 周君）昼食のため、午後1時まで休憩する。

正午 休憩

午後 1 時 再開

○委員長（佐藤 周君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○2番（虫明弘雄君）その3の12ページのふるさと納税への返礼品の事業のところであるが、この中で、「地元特産品等による返礼を実施し、全国に向け本市の魅力を発信する」と書いて

あるが、予算比率というのか、返礼品の経費が幾らで、発信する経費はどのぐらいの比率でこの予算は組まれているのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）返礼品は、寄附額の30%以内と決められているので、30%を見込んでいます。それ以外にポータルサイトの委託料、そういうものを30%に加えて48.5%と見込んでいます。それ以外にも、寄附金受領証明書の発行業務、ワンストップ特例の業務委託なども含まれています。ほかに、今、委員から質疑があったPRの関係であるが、広告料として300万円を計上しており、内容についてはまだ決まっていないが、紙媒体とウェブの両方で広告を行うこととしており、全体の経費としては、寄附金額の50%以内に収めている。

○**2番**（虫明弘雄君）あと、体験型の返礼品とかが全国でよくあるが、本市にはどのぐらい体験型のメニューがあるのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）体験型のメニューについては旅館の宿泊券であるとか様々あるが、延べ数になってしまうが、四、五百程度はあろうかと思う。

○**2番**（虫明弘雄君）全国では、笠松競馬場の個人レースの権利とか遊園地のチケット、いろいろあるが、こういったものは民間事業者から企画課に提案があるのか。企画課からどういうアプローチを民間事業者などにしているのか。あと、この中に地元の特産品があると思うが、その定義、例えば、海外のものを原料として本市で加工したものとか、本市で製造したものが地元の特産品として認められて、それらを事業者に提案をしてもらいたいというアプローチをかけているのか伺いたい。

○**企画課長**（菊地貴臣君）返礼品については、基本的には、民間の事業者から市あるいは中間事業者宛てに返礼品を出したいという希望をしていただき、返礼品を取りまとめ、市が審査して、オーケーしたものを返礼品として掲載するという形になる。

返礼品の基準であるが、特産品で言うと原材料が市内で生産されているものか、市外のものであっても市内でしっかりと加工しているもののどちらかになっている。例えば、市外で水揚げされた魚を市外で加工し伊東でパッケージだけしているというものは対象外になる。主たる生産とか加工を市内で行っていることが条件になる。

○**2番**（虫明弘雄君）例えば、他市町の事例などを見て、こういう体験型がいいなということで、事業者に対しこちらからアプローチすることはあるのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）楽天のふるさと納税については商工会議所とともに実施しているが、二、三か月に1回ほど市と商工会議所と楽天で打合せをすることがあり、その中で、例えば市内で新規のお店ができたので、あそこのこういうメニューを返礼品にできないかといった打合せもして、その中で決まったものについては、委託事業者から返礼品提供候補者となる事業者アプローチして、よければ返礼品として出していただく取組も行っている。

- 2番**（虫明弘雄君）最後であるが、ふるさと納税のポータルサイトは今、ふるなび、楽天、ふるさとチョイス、さとふる、一休．c o mがあると思うが、今一番目にする、皆さんも買物をするときがあると思うA m a z o nもやっているが、今後、A m a z o nを導入する時期とかが分かれば教えてほしい。
- 企画課長**（菊地貴臣君）A m a z o nについても導入に向けて今検討を進めており、今年の9月がポイントの関係で駆け込みがあると思われるので、できれば夏ぐらいまでには導入したいと考えている。
- 5番**（杉本一彦君）今、ふるさと納税の質疑が出たので聞きたいが、返礼事業として5億円ということである。私もいろいろ見たが、体験型や特産物などがバラエティーに富んでいるのはよく分かるが、これは、大きく分けて、体験型の返礼品、特産の返礼品、いろいろなジャンルがあると思うが、金額で言うとそごが大きくなってしまおうと思うので、件数等で分析すると大体どういう割合の返礼品となっているのか教えてほしい。
- 企画課長**（菊地貴臣君）特産品と体験型サービスの件数における割合だと思うが、令和6年12月末の数字しかないが、8対2で特産品のほうが多くなっている。
- 5番**（杉本一彦君）最後の質疑にしたいが、企業誘致事業について、企業誘致事業は令和7年度で始めてから大体何年目になるか。
- 企画課長**（菊地貴臣君）市でいろいろな助成や、補助を始めたのは、サテライトオフィスの設置に対する補助が最初ではなかったかと思うが、平成29年度から本格的に開始したものと記憶している。
- 5番**（杉本一彦君）いろいろな形で本市も企業誘致に向けて努力をしているのは分かるが、それだけ長くやっていて、こういう事業を通して企業誘致がされたとかがあるのかもしれないが、その成果が見えにくい。これまでのそういう成果はいかがか。
- 企画課長**（菊地貴臣君）本市にサテライトオフィス等を設置する企業に対する助成制度については、これまで6件ほどの実績があり、特に今年度、新規のものが3件と伸びている。要因としては、県の東京事務所に職員を派遣して企業誘致に取り組み、そのノウハウを持ち帰り、企画課で事業を行っていること、あと、県の企業誘致の様々なイベントにも出展し、広く企業に伊東市のメニューについても紹介する機会を増やしているところが挙げられると思う。
- 5番**（杉本一彦君）これまで長年にわたりいろいろ予算を使ってやってきた苦労はよく分かるが、今言われた成果についての評価は人それぞれ見方があると思うが、本市の抱えている問題として、人口減少や若い人たちはなかなか仕事がなくて本市を出ていってしまうという実態がある中では、廃校となった学校や本市の中にあるいろいろな資源を活用して、もっと大胆な企業誘致への仕掛けも必要だと思う。いろいろ東京で行われているマッチングイベントに行っ

情報を取ることは大事であるが、やはり本市に合った企業誘致を、これは市長や副市長が考える話にもなるのだが、一種、野望を持ちながら仕掛けていく、行動していくことが非常に重要だと思う。企業誘致事業は今後も注視させてもらうが、これからはもう少し大きなビジョンでこの企業誘致も積極的に進めていただきたいと思っているが、このあたりはどうか。

○副市長（中村一人君）本市の特性として一団の広い土地がなかなかないということで、よそのまちのように、いわゆる工業団地をつくって、そこに大きい工場を誘致することは現実的に不可能であるため、なかなか形として見えてこないというのが現状である。ただ、委員が言うとおり、働きかけは市としてこれからもしていく必要があると思うし、例えば、市長も個人的なネットワークを使いながら、いろいろな会社に働きかけをしていくことも、今でもいろいろなケースで行っていると思うが、引き続き、本市として積極的にいろいろな機会を捉え、少しでも企業が伊東に来ていただけるような取組は、これからも続けたいと思っている。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第3款民生費第1項社会福祉費第6目国民年金事務費及び第7目国民健康保険費について質疑を行う。事項別明細書は123ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第6目後期高齢者医療費及び第8目環境衛生費、第2項清掃費のうち第5目地域污水处理費を除く部分並びに第3項環境保全費について質疑を行う。事項別明細書は165ページからになる。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）事項別明細書170ページの清掃費のじん芥処理費の指定袋製造運搬委託料について、こないだの補正でもこの部分の減額に関して伺ったが、令和7年度予算としては5,525万円が計上されているが、令和6年度との比較でいうと、令和6年度の当初予算には6,534万円が計上されていた。先日の補正予算のときで1,700万円減額され、当初予算が多過ぎた、思った以上に値上がりしなかったということだと思う。そうすると、6,534万円から1,700万円減額して4,834万円が執行された実績値となる。令和6年度の4,834万円が執行した実績値だと仮定すると、それとの比較でいうと、新年度の予算はそれよりも691万円多い計算になる。この690万円ぐらいの金額が、新年度計上するに当たり、これが物価上昇の見込み分でこれぐらい余裕を持たせようという判断なのかどうか。前年度からは減額だが、実質的な実績値からは若干高いという見積りの積算根拠はどのようなものか。

- 環境課長**（草嶋耕平君）委員指摘のとおり、令和6年度当初予算は6,500万円ぐらいを見込んでいて、1,700万円を減額させていただいた。例年、決算額を見ると、おおむね4,700万円から4,800万円ぐらいで決算している状況が続いているが、補正でも説明したが、物価の上昇や原油価格の高騰という状況に左右されるので、若干余裕を持たせていただいて、今回5,500万円ぐらいの計上とさせていただいた。これは過去のこれまでの実績を総合的に勘案して、この金額を算出させていただいている。
- 6番**（四宮和彦君）議場でも杉本憲也議員が質疑したが、例えば特定のサイズのごみ袋が年度途中で不足が生じたという事態も今年度中にあったので何うが、発注額に余裕を持たせて新年度予算を計上しているとはいえ、市民の実際の生活に関わる部分でもあるわけで、そういう事態にならないように、臨機応変に対応して、補正を組むことは年度途中であり得るのか。
- 環境課長**（草嶋耕平君）令和7年度に上程した約5,500万円は、かなり余裕を持たせている。議会で質疑があった一部の袋が足りなくなったことは、海外から輸送する船の遅れが原因であった。ベトナムの工場で作っているので、ベトナムの旧正月と重なったなど幾つかの要因が重なり、1か月程度そういう状況が続いた。この辺は議案審議のときにも説明させていただいたが、安定供給は受託していただく上で大前提となるので、仕様書の中でもそれをうたっているんで、ここは予算にかかわらず、受託事業者にはあらゆる手を使って、そういうことが起こらないように再発防止に努めるよう今後協議をしていく予定である。
- 6番**（四宮和彦君）あわせて、指定袋販売委託料について確認で何う。これは指定袋を販売する小売店舗に対して支払われるものか。
- 環境課長**（草嶋耕平君）現在、市内に89店舗の指定取扱店があり、指定袋を販売している。その指定取扱店に指定袋1枚当たり3.2円の金額を本市から支払っている。
- 6番**（四宮和彦君）89店舗の売上枚数に応じて支払われるという従量制になっているのか。
- 環境課長**（草嶋耕平君）あくまでも指定袋1枚に3.2円を掛けた金額になる。指定袋の種類ごとではなく、1枚3.2円の委託なので、例えば10万枚売れたら、それに掛ける3.2をした金額をお支払いしている。
- 6番**（四宮和彦君）そうすると、細かい数字はないが、令和6年度の当初予算については1,914万6,000円だった委託料が、新年度では1,906万3,000円と、微妙に8万3,000円減っている。この微妙な減額理由はどの辺にあるのか。例えば、指定袋の販売枚数、総量自体が減っているのか、あるいは委託している店舗が減っているのか、その辺はどう判断しているのか。
- 環境課長**（草嶋耕平君）指定袋の製造運搬委託料も販売委託料も、製造運搬で言えば、年間の製造運搬の枚数を予測で出している。この販売委託料についても、製造運搬は製造する枚数で

あるが、販売委託はお店で売れる枚数をこれまでの実績を基に予測し出している。それが若干下がってはいるが、全体的には横ばい傾向である。

○1番（村上祥平君）事項別明細書は186ページ、その3は28ページで、この交通防犯対策事業の報償費に交通指導員謝礼があるが、今現在、交通指導員は何名ぐらいいるのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）活動している交通指導員は7名である。

○1番（村上祥平君）市内に7名というと、感覚としては足りているのかどうか心配があるが、市として、本当はこれぐらいほしいとか、必要性はこれぐらいと考えているか教えていただきたい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）現在7名であるが、本来、全ての小学校の学区に最低1人はいてほしいが、どこかは説明できないが、交通指導員が配置されていない学区もある。実際には、1人でも多くの方に登録していただければ、1つの学区に1人ではなくて、交差点の要所になる部分に立っていただくことなどができるので、一人でも多くの方をとということで、新聞の折り込みをしたり、いろいろな方法で指導員を募集している。指導員は毎朝交差点に立っていただいているので、仕事などを引退してからの方が交通指導員に登録するのが慣例になっている。そういう中で、新規で交通指導員になってくれる方がいないのが現状である。他市町では、町内会の役員にお願いして交通指導員の確保をしているようだが、町内会の役員もいろいろなことで協力をいただいている、なかなかそういう負担を増やすこともどうかというところもあって、本市ではそういうことはしていない。

○1番（村上祥平君）交通指導員になる人に対しての条件はないということによいか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）特に年齢的な条件はないが、指導員になるときに、過去の事故歴は照会をかけて、そういったところで伊東警察署長の推薦と学区の校長先生の推薦もいただく中でやっている状況である。

○1番（村上祥平君）次に、事項別明細書188ページ、街頭防犯カメラ設置事業費補助金について伺う。これは実際、今はどの程度要望があるのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）防犯カメラの関係は、新年度に関しての要望の照会をかけたところ、現時点では10件程度である。毎年当初では10件程度の要望があるが、新規のものは年度途中で増えてくるので、15件分で予算は計上させていただいている。

○1番（村上祥平君）確認で聞きたい。以前、私も区の方と防犯カメラの設置について検討したことがあったが、交通面に対する設置条件があるのを区の方から聞いたことがあった。特に今、そういった条件、例えば大通りの道路が見えるようにしなければいけないという条件があると伺ったことがあった。防犯上で人通りが少ないところに設置したいという考えはあると思うが、その辺の条件は今どうなっているか教えていただきたい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）特に交通状況を確認するためにつけなければいけないということはないが、プライバシーの問題があるので、家の敷地内が映るようなつけ方ではなく、公共空間が映る形でつけることを条件にしている。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第9款消防費について質疑を行う。事項別明細書は251ページになる。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）事項別明細書252ページ、常備消防費の中で、県救急安心電話相談窓口運営負担金について伺いたい。この事業については、救急安心電話相談窓口をより多くの方に利用してもらうことで、医療機関の適正受診や救急車の適正な利用を推進することを目的として、昨年10月1日から始まったとのことであるが、これが始まることで医療、救急の適正利用が図られて効果が出ていることを知るためには、自治体ごとの利用実績が分からないと本市にとって本当にメリットがあるのか分からないが、自治体ごとにデータが把握できるシステムになっているのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）分かりやすい実績としては、救急要請件数が最初に現れてくると思っている。ただ、始まったのが昨年10月からなので、駿東伊豆消防本部の通信司令で実際に電話を受けている方にヒアリングをしたが、受信件数が少し少なくなってきたとか、中には緊急案件ではない通報も一、二割程度あるので、それが減れば適正利用につながると思うが、今の時点で肌で感じる効果は出ていないと伺っている。

○6番（四宮和彦君）緊急通報が目に見えて減ることがあるかどうかは消防側の問題としてあるかもしれないが、実際に＃7119がどのくらい利用されているかは、自治体サイドで把握できるようになっているのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）件数は市町ごとにまとめて出してもらえる体制は取れている。全体の相談件数は、10、11、12月で約6,000件。その中で、本市の件数は90件だが、多いところでは静岡市、浜松市で約1,400件の相談がある。この件数は随時報告をもらえるものと考えている。

○6番（四宮和彦君）始まって間もない制度ということもあるが、政令市の静岡、浜松の利用件数が大きいのは、人口が多いこともあるが、本市の90件というのは利用量としてどうなのか。市民が＃7119の制度自体を知っているかどうかにも関わってくる。全国的に同じダイヤルなので、テレビコマーシャルでもやっているのだから知らないわけではないと思うが、直接119番でないとしても、＃7119に電話するのもそれなりの覚悟がないとできない気もするが、この辺は市民にどのくらいこの利用を呼びかけていくべきか、その活動は市でどのように行っ

ているのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）市としても、メールマガジンやホームページに載せている。今後、県の周知活動として、以前は町内会等の回覧でチラシを回したが、新年度は全戸配布をして周知に力を入れていくと聞いている。市としても、今後も引き続き、メールマガジンで何回も配信したり、防災訓練での紹介など、機を捉えていろいろな形で周知に努めていくことが、この制度を有効に使うことにつながると思うので、そのような努力をしていきたい。

○3番（長沢 正君）事項別明細書258ページ、事業4の防災用資機材整備事業の備品購入費797万7,000円であるが、議場の説明では数量的な話がなかったが、数量を交えてどのような備品を買うのか教えてほしい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）ワンタッチパーティションを200張り、ガス発電機を10基購入予定である。

○3番（長沢 正君）来年度購入する備蓄品の中に飲食系は一切含まれていないのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）備蓄品は消耗品費になる。消耗品費で購入予定のものは、ブルーシートが300枚、職員用ヘルメットが30個、子供用紙おむつが3,000枚、乳児用の粉ミルクが27キログラム、大人用の紙おむつが4,000枚、生理用品が8,000枚となっている。

○3番（長沢 正君）今の説明では、乳児用の粉ミルクということだが、最近は液体ミルクを導入しているところがあるが、その辺は考慮しなかったのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）粉ミルクと液体ミルクどちらにするかは、価格的なものと、保存年限を加味して、まずは粉ミルクでと考えている。今後、粉ミルクを更新するタイミングで液体ミルクの備蓄も考えていきたい。

○3番（長沢 正君）これは意見であるが、価格的なものはあるかもしれないが、液体ミルクも最近1年近く、場合によっては1年半くらいもつものも出ていると聞くので、検討してもらえたらと思う。

○1番（村上祥平君）その3の2ページ、消防団員準中型等自動車免許取得費補助事業について聞きたい。補助事業を計上してもらったのはありがたいが、申請まではどういう流れになるのか教えてほしい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）申請の流れは、補助金の一般的な流れになる。市内の自動車学校で取るのであれば、その金額が分かる書類を添付書類として補助金申請時に出してもらい、それに対して市が交付決定をしたら自動車学校に通ってもらい、免許が取れたら実績報告として報告を行い、それに対して補助金を交付するという流れになっている。

○1番（村上祥平君）その取りまとめは分団が行って団本部に送り、団本部から危機対策課に行く流れになるのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）直接危機対策課に個人で申請してもらう形になると思う。ただ、それに分団長の推薦書をつけることを想定しているので、分団の人が何も知らないことにはならないと思っている。

○1番（村上祥平君）取りまとめが多くなると分団も混乱すると思うので、個人で行ってもらえるならありがたいのでお願いします。

次に、事項別明細書258ページの防災用資機材で、ワンタッチパーティションとガス発電機はどこに保管しておくのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）ワンタッチパーティションもガス発電機も様々なところに保管している。学校の空き教室のスペースや、市のコミュニティ防災倉庫等に保管している。

○1番（村上祥平君）それは町内の防災倉庫のことか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）別のものであり、コミュニティ防災倉庫である。

○1番（村上祥平君）その件については承知した。

続いて、同じページの無線施設整備事業で、今回、小・中学校のWi-Fi環境を一時的に利用できるよう整備するとのことであるが、災害時は停電が予想されると思うが、電源確保はどのようなになるのか具体的に教えてほしい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）電源であるが、学校の電源が落ちてしまうと、Wi-Fi自体が使えなくなってしまうので、なかなか難しいと思う。

○1番（村上祥平君）長期で停電になった場合は、小学校の電源が復旧するまでは使えないという認識でよいか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）そのような形になろうかと思う。

○1番（村上祥平君）停電時のことは分かった。以前、一般質問の中で、小・中学校のWi-Fiは教育専用Wi-Fiということで、外部からは使えないということであったが、今回、一時的に利用するようになるということであるが、それはどういう対応をするのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）無線LANルーターを使うに当たっては、皆さんもホテル等に泊まったときに一時的にホテルのWi-Fiにつなぐことがあると思うが、あれと同じように、SSIDというものとパスワードを入力することによって、そのWi-Fiが一時的に使えるような形になる。平時においてはSSIDやパスワードは伏せた状態にして誰も見られないような状態にしており、事前に設定はしておくが、災害が起きたときだけSSIDとパスワードを発行するような、災害時だけSSIDとパスワードが使えるシステムの

構築を考えている。

○1番（村上祥平君）例えば教育分野から見ると、情報漏えいを気にしなければいけない部分だと思うが、そういった部分の対策については考えているのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）あくまで今言ったSSIDもパスワードも、無線LANルーターを使うためのパスワードで、GIGAスクール構想で使っているふだんのシステムに入り込むようものではないので、その辺の情報漏えいについては体制が取れているものと認識している。

○1番（村上祥平君）小・中学校のWi-Fiが体育館で使えるようになると思うが、避難所となる全ての体育館で使えるのか、一部なのか、場所が分かれば教えていただきたい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）あくまでも学校のGIGAスクール構想で整備してある無線LAN環境を災害時にのみ使うことを想定しているので、現在、既に体育館でWi-Fiが使えるような環境にある小・中学校は使えるし、そうではないところでは使えない形になるので、そこは学校の整備の進捗に合わせた形になる。

○1番（村上祥平君）具体的に何小や何中とかを教えてもらいたい。

○危機管理部長兼危機管理監（稲葉祐人君）今、小・中学校体育館で、現段階でWi-Fiが災害時に使える学校であるが、中学校が北中、門野中、対島中、小学校が宇佐美小、大池小、八幡野小、池小になる。学校のGIGAスクール構想については毎年進んでいると聞いているので、場所も今後増えていくものと考えている。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第12款公債費について質疑を行う。事項別明細書は311ページ及び312ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第13款諸支出金について質疑を行う。事項別明細書は313ページ及び314ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第14款予備費について質疑を行う。事項別明細書は315ページ及び316ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。

まず、第1款市税について質疑を行う。事項別明細書は7ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第2款地方譲与税から第22款市債までについて一括して質疑を行う。事項別明細書は9ページからになる。発言を許す。

○7番（田久保眞紀君）事項別明細書が26ページ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であるが、予算大綱でも伺ったので大体の概要は分かったが、これの使い道を考えるときに、予算大綱でも指摘した部分だが、物価高騰対応なので、低所得者層に対して重点的に支援が入るような財源の目的であると解するが、その部分が少し抜けていることに関して、事業を組み立てる際にはその辺の検討があったかなかったかだけ聞かせてもらいたい。

○財政課長（肥田光弘君）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、金額が1億6,980万7,000円ということで国から来ているが、どの事業をやるかという検討の中で、基本的には全額給食費の無償化にすることということで、ほかの事業については各課に対して問合せをしなかったのが実情である。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

以上で歳入の質疑を終了し、次に継続費以下、その他の予算の定めについて一括して質疑を行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○7番（田久保眞紀君）令和7年度一般会計予算について、反対の立場で討論する。

所管部分については、大きな調査費が上がっている伊東港海岸整備工事の策定業務委託料に関してもそうであるが、中身が一体どのような目的でこれだけの大きな事業に取りかかるのかという部分がない状態で、例えばそこに物をつくるありき、そこに何か計画をする、やるありきで調査費を入れて進めていくことに対して非常に疑問を感じるので、到底賛成できないということがある。先ほど歳入で伺った物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、あくまでも物価高騰対応のための重点支援の財源であるので、所得制限がかかったり、もちろん恩恵を受けられない人たちがいてもそれは仕方がないことだと思うが、やはり低所得者層でそこ

に漏れがあるということに関しては、物価高騰対策としては、財源の目的をしっかりと達成していないのではないかという疑問がある。

以上の点をもって、反対する。

○委員長（佐藤 周君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第５９号中、本分科会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）以上で日程全部を終了した。

７番 田久保委員は、市議第５９号について少数意見を留保するか。

○７番（田久保眞紀君）留保する。

○委員長（佐藤 周君）分科会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

○委員長（佐藤 周君）これにて予算・決算特別委員会総務分科会を閉会する。

○閉会日時 令和７年３月１７日（月）午後１時４８分（会議時間１時間４９分）

以上の記録を認める。

令和７年３月１７日

委員長 佐 藤 周